

農業経営統計調査規則第5条の農林水産大臣が定める調査客体の抽出方法等を定める等の件の一部改正案について

令和8年9月
大臣官房統計部

1 改正の趣旨

農業経営統計調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、農業経営統計（法第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、農業経営体の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにすることにより、農業行政の基礎資料を整備することを目的として実施している。

農業経営統計調査のうち農畜産物の生産費に関する統計（以下「生産費統計」という。）に係る調査について、令和9年を対象とする調査に適用する調査票を改正するため、平成15年農林水産省告示第1833号（農業経営統計調査規則第5条の農林水産大臣が定める調査客体の抽出方法等を定める等の件）について、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

生産費統計に係る調査票について、視認性の向上、調査客体の調査負担軽減を図るため、調査票の様式について所要の改正を行う。

3 施行期日

令和9年1月1日